

試験項目及び受入基準とその検定方法

(別 表)

	試験項目	基準値	検定方法
1	総水銀	検液10につき 0.0005mg以下	
2	カドミウム	検液10につき 0.01mg以下	
3	鉛	検液10につき 0.01mg以下	
4	六価クロム	検液10につき 0.05mg以下	
5	砒素	検液10につき 0.01mg以下	
6	全シアン	検液中に検出されないこと	
7	アルキル水銀	検液中に検出されないこと	
8	有機燐	検液中に検出されないこと	
9	PCB	検液中に検出されないこと	
10	ジクロロメタン	検液10につき 0.02mg以下	
11	四塩化炭素	検液10につき 0.002mg以下	
12	クロロエチレン	検液10につき 0.002mg以下	
13	1, 2-ジクロロエタン	検液10につき 0.004mg以下	
14	1, 1-ジクロロエチレン	検液10につき 0.1mg以下	
15	1, 2-ジクロロエチレン※	検液10につき 0.04mg以下	H3. 8. 23環境庁告示第46号「土壤の汚染に係る環境基準について」に定める方法によること。
16	1, 1, 1-トリクロロエタン	検液10につき 1.0mg以下	
17	1, 1, 2-トリクロロエタン	検液10につき 0.006mg以下	
18	トリクロロエチレン	検液10につき 0.03mg以下	
19	テトラクロロエチレン	検液10につき 0.01mg以下	
20	1, 3-ジクロロプロパン	検液10につき 0.002mg以下	
21	チウラム	検液10につき 0.006mg以下	
22	シマジン	検液10につき 0.003mg以下	
23	チオベンカルブ	検液10につき 0.02mg以下	
24	ベンゼン	検液10につき 0.01mg以下	
25	セレン	検液10につき 0.01mg以下	
26	ふつ素	検液10につき 0.8mg以下	
27	ほう素	検液10につき 1.0mg以下	
28	1, 4-ジオキサン	検液10につき 0.05mg以下	
29	銅	検液10につき 1.0mg以下	H15.7.22厚生労働省令第261号「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」によること。
30	亜鉛又はその化合物	検液10につき 亜鉛 2.0mg以下	S48.2.17環境庁告示第14号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」によること。
31	ベリリウム又はその化合物	検液10につき ベリリウム 2.5mg以下	
32	クロム又はその化合物	検液10につき クロム 2.0mg以下	
33	ニッケル又はその化合物	検液10につき ニッケル 1.2mg以下	
34	バナジウム又はその化合物	検液10につき バナジウム 1.5mg以下	
35	有機塩素化合物	試料1kgにつき 塩素 40.0mg以下	
36	水銀、PCBについての含有濃度	水銀 25ppm未満 PCB 10ppm未満	H24.8.8環水大水発第120725002号「底質調査方法について」によること。
37	油分	検液10につき 15mg以下 投入処分時に視認できる油膜が生じないこと	S51.2.27環境庁告示第3号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第4号に規定する海洋投入処分を行うことができる産業廃棄物に含まれる油分の検定方法」によること。
38	ダイオキシン類	検液10につき 10pg(TEQ換算値)以下	H15.6.13環境省告示第68号「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」の一部を改正する省令に定める方法によること。
39	ダイオキシン類の含有濃度	試料1gにつき 150pg(TEQ換算値)以下	H21.3環境省水・大気環境局土壤環境課「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」によること。

\*シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。(新規工事・継続工事に関わらず対象とする。)